

北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法等施行規程

〔 令和 5 年 4 月 1 日
企業管理規程第 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）及び北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例（令和 5 年北播磨総合医療センター企業団条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程で使用する用語は、法及び令で使用する用語の例による。

(電磁的記録の開示方法)

第 3 条 法第 87 条第 1 項本文で行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法
- (2) 当該電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又は光ディスクに複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

(開示の実施)

第 4 条 法第 87 条第 1 項本文又は前条の規定により保有個人情報を閲覧又は視聴する者は、当該保有個人情報を丁寧に扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。

2 企業長は、法第 87 条第 1 項本文又は前条の規定により当該保有個人情報を閲覧又は視聴する者が、当該保有個人情報を汚損し、又は破損すると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

3 法第 87 条第 1 項本文又は前条の規定により保有個人情報の写し又は複製物を交付する場合の部数は、請求のあった保有個人情報 1 件につき 1 部とする。

(写しの作成等に要する費用)

第 5 条 条例第 3 条第 2 項に規定する写しの作成に要する費用は、消費税法（昭

和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づいて算出した額を含めた別表に定める額とする。別表を次のように定める。

2 前項の費用は、あらかじめ納付しなければならない。

3 企業長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の費用を減額し、又は免除することができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第6条 令第28条第4項に規定する地方公共団体が規程で定める方法は、現金で納付する方法とする。

(視力障害者等に対する特例)

第7条 保有個人情報の開示に際し、請求者が視力障害者等の場合、朗読等の代替措置をもって閲覧に代えることができる。

(運用状況の公表)

第8条 条例第7条の規定による法の運用状況の公表は、ホームページに掲載することにより行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例施行規程(平成22年北播磨総合医療センター企業管理規程第16号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程の一部改正)

3 北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程(平成22年北播磨総合医療センター企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公文書公開決定通知書等) 第3条 (略) 2 条例第7条第2項の規定による通知は、 <u>公文書公開決定期間延長通知書</u> (様式第5号)により行う	(公文書公開決定通知書等) 第3条 (略) 2 条例第7条第2項の規定による通知は、 <u>公文書公開決定期限延長通知書</u> (様式第5号)により行う。

<p>第4条 (略)</p> <p>3 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により公開を行うことができる。</p> <p>第5条 条例第12条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づいて算出した額を含めた額の合計額を加えた額とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公文書の種別</th> <th>交付する写し又は複製物</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文書、図面及び写真</td> <td>複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）</td> <td>1枚につき10円（多色刷りにあつては、50円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 電磁的記録</td> <td>(1) ビデオカセットテープに複製したもの</td> <td>1巻につき200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 録音カセットテープに複製したもの</td> <td>1巻につき150円</td> </tr> <tr> <td>(3) フロッピーディスクに複製したもの</td> <td>1枚につき30円</td> </tr> <tr> <td>(4) コンパクトディスクに複製したもの</td> <td>1枚につき2,500円</td> </tr> <tr> <td>(5) 画像データをフィルムに複製したもの</td> <td>1枚につき半切判810円、B4判530円</td> </tr> <tr> <td>3 1及び2以外の公文書</td> <td>公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物</td> <td>当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者が当該写しの送付を希望するときは、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。</p>	公文書の種別	交付する写し又は複製物	金額	1 文書、図面及び写真	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、50円）	2 電磁的記録	(1) ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき200円	(2) 録音カセットテープに複製したもの	1巻につき150円	(3) フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円	(4) コンパクトディスクに複製したもの	1枚につき2,500円	(5) 画像データをフィルムに複製したもの	1枚につき半切判810円、B4判530円	3 1及び2以外の公文書	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額	<p>3 条例第7条の2の規定による通知は、公文書公開決定期限特例延長通知書（様式第6号）により行う。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>3 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又は光ディスクに複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により公開を行うことができる。</p> <p>第5条 条例第12条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づいて算出した額を含めた別表に定める額とする。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公文書の種別</th> <th>交付する写し又は複製物</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 文書、図面及び写真</td> <td>複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）</td> <td>1枚につき11円（多色刷りにあつては、55円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 電磁的記録</td> <td>(1) 印刷物として出力したもの</td> <td>1枚につき11円（多色刷りにあつては、55円）</td> </tr> <tr> <td>(2) 光ディスク（追記不可）に複製したもの</td> <td>1枚につき2,750円</td> </tr> <tr> <td>3 1及び2以外の公文書</td> <td>公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物</td> <td>当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者に当該写しを送付する場合は、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。</p>	公文書の種別	交付する写し又は複製物	金額	1 文書、図面及び写真	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき11円（多色刷りにあつては、55円）	2 電磁的記録	(1) 印刷物として出力したもの	1枚につき11円（多色刷りにあつては、55円）	(2) 光ディスク（追記不可）に複製したもの	1枚につき2,750円	3 1及び2以外の公文書	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額
公文書の種別	交付する写し又は複製物	金額																																	
1 文書、図面及び写真	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、50円）																																	
2 電磁的記録	(1) ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき200円																																	
	(2) 録音カセットテープに複製したもの	1巻につき150円																																	
	(3) フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円																																	
	(4) コンパクトディスクに複製したもの	1枚につき2,500円																																	
	(5) 画像データをフィルムに複製したもの	1枚につき半切判810円、B4判530円																																	
3 1及び2以外の公文書	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額																																	
公文書の種別	交付する写し又は複製物	金額																																	
1 文書、図面及び写真	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき11円（多色刷りにあつては、55円）																																	
2 電磁的記録	(1) 印刷物として出力したもの	1枚につき11円（多色刷りにあつては、55円）																																	
	(2) 光ディスク（追記不可）に複製したもの	1枚につき2,750円																																	
3 1及び2以外の公文書	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額																																	

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

様式第3号中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

様式第3号備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第4号中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

様式第4号備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

様式第5号第2項中

「

決定期間の満了日	年 月 日
----------	-------

を

「

延長後の期間	日（公開決定等期限 年 月 日）
--------	------------------

に改める。

様式第5号中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第3条関係)

第 号
年 月 日

公文書公開決定期限特例延長通知書

様

北播磨総合医療センター企業団

企業長

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開について、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例第7条の2の規定により、次のとおり決定期限を延長しましたので通知します。

1	公文書の件名又は内容	
2	条例第7条の2の規定 (公開決定等の期限の特例)を適用する理由	
3	残りの公文書について公開決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について公開決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期間までに公開決定する予定です。) 年 月 日
4	保管課名等	部 課 電話番号 内線
5	その他	

(北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会規程の一部改正)

5 北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会規程(平成22年北播磨総合医療センター企業団規程第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例(平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第14号)第32条第8項</u>の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法施行条例(令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第1号)第8条第8項</u>の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

別表(第5条関係)

公文書の種別	交付する写し 又は複製物	金額
1 文書、図面及び 写真	複写機により複写したもの (日本工業規格A列3番の 大きさまでのものに限る。)	1枚につき11円(多色 刷りにあつては、55 円)
2 電磁的記録	(1) 印刷物として出力し たもの	1枚につき11円(多色 刷りにあつては、55 円)
	(2) 光ディスク(追記不 可)に複製したもの	1枚につき2,750円
3 1及び2以外の 公文書	公文書の性質に応じ作成し た写し又は複製物	当該写し又は複製物の作 成に要する費用に相当す る額

備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者に当該写しを送付する場合は、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。